

【資料 1】

秋田県ウェブアクセシビリティ職員向け研修業務委託に係る

企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する秋田県ウェブアクセシビリティ職員向け研修業務（以下「本業務」という。）の受託候補者を選定するための企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものです。

1. 業務内容

（1）業務名及び数量

秋田県ウェブアクセシビリティ職員向け研修業務委託 一式

（2）業務の仕様等（別添【資料 2】委託業務仕様書）

（3）履行期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 1 3 日まで

（4）委託額の上限 4 4 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税含む）

2. 実施スケジュール

- | | |
|---------------------|-----------------------------|
| （1）企画提案競技公募開始 | 令和 7 年 1 0 月 9 日（木） |
| （2）実施要領等に関する質問の受付期限 | 令和 7 年 1 0 月 1 6 日（木）正午 |
| （3）上記質問に対する回答の期限 | 令和 7 年 1 0 月 1 7 日（金）（予定） |
| （4）参加資格確認申請書等の提出期限 | 令和 7 年 1 0 月 2 4 日（金）午後 3 時 |
| （5）参加資格の確認結果の通知 | 令和 7 年 1 0 月 2 7 日（月） |
| （6）参加が認められない理由の請求期限 | 令和 7 年 1 1 月 4 日（火） |
| （7）企画提案書等の提出期限 | 令和 7 年 1 1 月 7 日（金）午後 3 時 |
| （8）審査結果の通知 | 令和 7 年 1 1 月中旬（予定） |
| （9）契約の締結 | 令和 7 年 1 1 月下旬（予定） |

3. 企画提案競技参加者の資格に関する事項

本業務に参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件の全てを満たす者としてします。

- （1）秋田県内に本社、支社又は営業所を有する者
- （2）地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- （3）民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者、再生手続き開始の申し立てがされている者（同法第 3 3 条第 1 項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者若しくは更生手続き開始の申し立てがされている者（同法第 4 1 条第 1 項に規定する更生手続き開始の決定を

【資料 1】

受けた者を除く。)に該当しない者

- (4) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出日において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
- (5) 秋田県暴力団排除条例第 6 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しない者
- (6) 共同企業体による参加において、複数で共同企業体を組織し、本企画提案競技に参加できるものとします。ただし、共同企業体の全ての構成員は 3 (1) ~ (5) の全ての条件を満たす者としてします。なお、共同企業体の構成員である者は、単独の参加及び他の共同企画体の構成員としての参加はできません。

4. 企画提案競技の手続き等に関する事項

- (1) 担当課 秋田県総務部広報広聴課 (県庁本庁舎 1 階)

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目 1 番 1 号

電話 018-860-1076

メールアドレス joukai@pref.akita.lg.jp

- (2) 企画提案競技説明会

企画提案競技説明会は開催しません。

応募に必要な書類は秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」からダウンロードし、「部署別」の「総務部」-「広報広聴課」のページ及び「分野別」の「県政情報」-「電子手続き・入札情報」-「電子入札・入札情報」の「コンペ情報」からダウンロードすることができます。

- (3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、【様式 1】質問票により受け付けます。

ア 受付期間

令和 7 年 10 月 9 日 (木) から 10 月 16 日 (木) 正午まで

イ 提出方法

4 の (1) あてに、電子メールにより提出してください。

ウ 回答掲載日

質問の都度、回答を掲載しますが、最終更新は令和 7 年 10 月 17 日 (金) (予定) です。

- (4) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請等の書類を提出期限までに 4 の (1) にお持ちいただくか、郵送により提出してください。

ア 提出書類

(ア) 【様式 2】企画提案競技参加資格確認申請書

【資料 1】

(イ)【様式 3】会社概要及び過去 3 年間の主な実績

(ウ)【様式 4】受付票

以下(エ)～(カ)は**該当する場合のみ**提出をしてください。

(エ)【様式 5】「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する加点措置評価資料提出票

(オ)【様式 8】共同企業体結成届

(カ)【様式 9】共同企業体協定書

イ 提出期限

令和 7 年 10 月 24 日(金)午後 3 時まで

・持参する場合は、提出期限まで 4 の(1)に提出してください。なお持参する場合の受付時間は、閉庁日を除く平日午前 9 時から午後 5 時までです。

・郵送する場合は、書留で提出期限(必着)まで 4 の(1)に提出してください。

ウ 確認結果

令和 7 年 10 月 27 日(月)までに電子メールにて書面により通知します。

エ 留意事項

(ア)資格確認申請書類に虚偽の記載が判明したときは、参加資格を取り消します。

(イ)提出期限までに提出しない者又は参加資格が認められなかった者は、企画提案競技に参加できません。

(ウ)共同企業体による申請の場合

①各構成員は対等の立場で一体となって業務を履行してください。

②共同企業体の名称(任意)、事務所所在地、代表者及び県が委託料を支払う際の振込口座を定めてください。

③企画提案競技参加資格確認申請書【様式 2】及び受付票【様式 4】については、共同企業体の代表者が提出してください。また、会社概要【様式 3】については、構成員全員分を提出してください。

(5) 参加資格の喪失及び辞退

参加者は、参加資格確認後に、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとします。また、都合により辞退するときは、【様式 6】企画提案競技参加辞退届を提出してください。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県に対し、書面(様式は任意)によりその理由の説明を求めることができます。

(ア)提出期限

令和 7 年 11 月 4 日(火)

(イ)提出方法

4 の(1)あてに、電子メールにより提出してください。

【資料 1】

イ 県は、書面を受理したときから 7 日以内に、説明を求めた者に対して書面でその理由を説明します。

(7) 審査書類の作成及び提出

参加者は、【資料 2】業務委託仕様書に定める企画提案書及び見積書（以下「企画提案書等」という。）を提出期限までに 4 の（1）に提出してください。

ア 提出書類、提出部数

（ア）企画提案書 正本 1 部、副本 4 部

企画提案書を正本 1 部、副本 4 部提出してください。

なお、副本のうち 1 部はダブルクリップ等で留めたものとしてください。

（イ）見積書 正本 1 部

企画提案書の内容を実施するための費用（総額は「1 業務内容(4)委託額の上限」額を超えない範囲とし、内訳も示してください。）を明らかにした見積書（秋田県知事宛て）に所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入、押印の上、提出してください。

以下（ウ）は**加点を希望する場合のみ**提出をしてください。

（ウ）「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する加点措置評価資料提出票

イ 提出期限

令和 7 年 11 月 7 日（金）午後 3 時まで

- ・お持ちいただく場合は、提出期限まで 4 の（1）に提出してください。
- ・郵送される場合は、書留で提出期限（必着）まで 4 の（1）に提出してください。

ウ 留意事項

（ア）提出できる企画提案は 1 案とします。

（イ）提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなします。

（ウ）一度提出した企画提案書等はこれを書き換え、引き換え、又は撤回することができません。

（エ）応募に必要な書類は 4（2）に掲載します。

(8) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とします。

ア 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

5. 企画提案書等の審査と受託候補者の選定方法

【資料 1】

(1) 企画提案書等の審査

【資料 3】企画提案競技審査基準に基づき書面審査を行います。

なお、企画提案の実施に要する費用の総額が、1 の (4) の上限額を上回った場合は審査の対象になりません。

(2) 受託候補者の決定

ア 企画提案書をもとに書面審査を実施します。

審査の結果、第 1 順位となった者を受託候補者とします。

イ 審査の結果は、各参加者に書面で通知します。

ウ 第 1 順位の受託候補者が契約を締結しないときは次点の者と契約の交渉を行います。

(3) 苦情の申し立て

選定結果に関して不服があるときは、当該通知日の翌日から起算して 2 日〔秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第 29 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。〕以内に契約担当者に対して書面（様式は任意）により申し立てすることができます。

6. 契約に関する事項

(1) 5 により選定された委託候補者と単独随意契約します。

(2) 選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、提案内容に沿って契約内容について協議・調整を行った上で、県と委託候補者の双方が合意に至った場合に契約を締結します。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合があります。

(3) 契約の相手方及び委託契約の締結は 5 により選定された受託候補者と、1 (4) に定める委託額の上限の範囲内で契約条件を協議のうえ本業務委託契約を締結します。ただし、5 により選定された受託候補者が、正当な理由なく契約を締結しないとき、一連の手続きに虚偽があったとき又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次順位となった企画提案者と契約内容についての協議等を行ったうえで、契約を締結するものとします。

(4) 受託者は、秋田県財務規則（昭和 39 年秋田県規則第 4 号）第 177 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を県に納付する必要があります。ただし、受託者が、過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類・規模がほぼ同じ契約を数回以上締結し、これらを全て誠実に履行した場合など、同規則第 178 条の規定に該当する場合は、納付を免除します。

(5) 委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会において次点となった参加者と契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとします。

【資料 1】

(6) 再委託等について

- ①受託者は、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。
- ②受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができますが、その場合は再委託先、再委託する内容等を事前に書面（別添【様式 8】共同企業体結成届及び【様式 9】共同企業体協定書）にて提出の上、県の承認を得なければなりません。ただし、受託者（共同企業体の場合はその構成員全て）が、秋田県財務規則第 178 条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除します。

7. 公正な企画提案競技の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為は禁止します。
- (2) 参加者は、企画提案競技に当たっては競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはけません。
- (3) 参加者は、委託者の選定前に他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示することを禁じます。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめる場合があります。

8. その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 提案者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属します。
- イ 提案者が県に提出した書類は、返却しません。

- (2) 企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとします。
- (3) 本件の企画提案書等の提出に要する費用は、提案者の負担となります。
- (4) 企画提案競技の選定結果は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「部署別」の「総務部」－「広報広聴課」のページ及び「分野別」の「県政情報」－「電子手続き・入札情報」－「電子入札・入札情報」の「コンペ情報」に掲載します。
- (5) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。
- (6) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。